

平成29年1月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年1月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社栄和交通 代表者原田孝典
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県笛吹市春日居町別田361-1 (本社営業所) 山梨県笛吹市春日居町別田361-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年12月20日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務等の記録の記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)